

# 育児休業手当金・介護休業手当金の 給付日額上限額が変更になりました

給付日額は雇用保険法により上限額が設けられていますが、平成29年8月から次のとおり変更になりました。

## 【給付日額上限額】

### ● 育児休業手当金

67%支給期間 12,927円 → **13,622円**

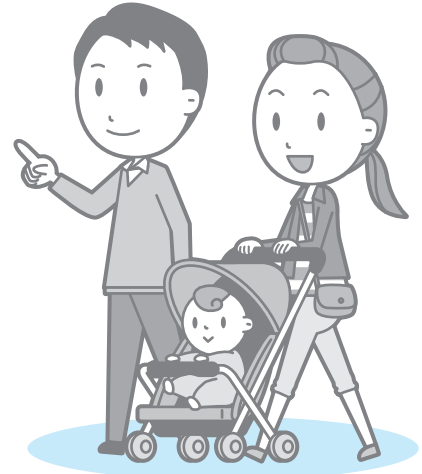
50%支給期間 9,647円 → **10,165円**

※標準報酬月額が47万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

### ● 介護休業手当金

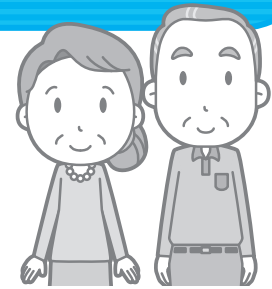
14,207円（支給率67%） → **14,992円**

※標準報酬月額が50万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。



# 高額療養費制度の改正について

医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、70歳以上の高額療養費の算定基準額が改正されました。



## 【70歳以上の高額療養費の算定基準額】

〈平成29年7月まで〉

所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	入院を含めた世帯全体
一定以上所得者 〔標準報酬月額〕 28万円以上	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
一般 〔標準報酬月額〕 26万円以下	12,000円	44,400円

〈平成29年8月から〉

自己負担限度額	
外来 (個人ごと)	入院を含めた世帯全体
<b>57,600円</b>	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
<b>14,000円*</b>	<b>57,600円</b> 〈多数回該当:44,400円〉

※年間(前年8月1日から7月31日まで)の上限額は144,000円になります。

